

健康保険証廃止日 令和6年12月2日

※令和6年12月2日から現行の保険証は発行されなくなります。

昨年12月27日に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」が公布され、令和6年12月2日から現行の健康保険証は発行されないこととなりました。

マイナ保険証（マイナンバーカードを保険証登録したもの）には、以下の3つのメリットがあります。12月の円滑な施行に向けて、ぜひ皆様も1度使ってみていただきたいと思います。

保険証登録がまだの方も、マイナンバーカードさえ持っていれば、医療機関を受診した際に、その場で保険証登録ができるので、医療機関に行く際はマイナンバーカードをご持参ください。

【メリット①】

マイナ保険証を利用することで毎回医療費を20円節約でき、自己負担も減る

【メリット②】

よりよい医療が受けられる

【メリット③】

手続なしで高額医療の限度額を超えた支払いを免除される

マイナ保険証のメリットについては、以下のデジタル広告コンテンツもぜひご覧ください。

★マイナンバーカード「いま」と「これから」(youtube.com)

<https://www.youtube.com/watch?v=N2HIPjnobY>

★リーフレット「マイナ保険証をご利用ください」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001189157.pdf>

(注) なお、現行保険証の経過措置としては以下の取扱があります。

- ・本年12月1日の時点でお手元にある有効な保険証は、12月2日以降、最長1年間（来年12月1日まで）使用可能です。
- ・本年12月2日以降、マイナ保険証を保有していない方には、申請いただくことなく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。（マイナ保険証を紛失等した場合は、保険者に申請いただくことで「資格確認書」が交付されます。）